

旭川市スポーツ協会スポーツボランティア設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの振興を目指して、支えるスポーツの担い手としてのスポーツボランティアの普及と活動の促進を図るため、スポーツ大会等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ登録し、要請に基づき、各種スポーツ大会等に派遣する「旭川市スポーツ協会スポーツボランティア」（以下「スポーツボランティア」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 スポーツボランティア登録を希望する者は原則として、旭川市内に在住する18歳以上（高校生を除く）の者で、スポーツに関心があり、支えるスポーツに積極的に協力することができる者とする。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を希望する者は、書面により（公財）旭川市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に登録の申請を行うものとする。

(登録)

第4条 スポーツ協会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適格であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(登録簿)

第5条 前条の規定による登録は、スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することにより行う。
2 スポーツ協会は、登録簿を整備するとともに、適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 登録簿に記載された個人情報は、（公財）旭川市スポーツ協会個人情報保護要綱（平成20年10月1日制定）に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(登録期間)

第7条 登録の期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(更新)

第8条 スポーツボランティアの登録有効期間満了後、更新しようとする者は、本会が定めた様式にて更新の手続きをしなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録簿に登録された事項に変更が生じたときは、速やかにスポーツ協会に申し出るものとする。

(登録の取消し)

第10条 スポーツ協会は、登録者に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき。
- (2) 登録期間満了時に更新手続きを行わなかったとき。
- (3) ボランティアとしてその活動が適正を欠くと認められるとき。

(派遣の申請)

第11条 第4条の規定による登録を受けたスポーツボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の派遣を受けようとする者は、書面により、スポーツ協会に派遣の申請をしなければならない。

(派遣の決定)

第12条 スポーツ協会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、派遣することが適当と認めるときは、その旨を当該申請した者に通知するものとする。

2 スポーツ協会は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

(経費の負担)

第13条 スポーツボランティアの派遣に関する経費（交通費等）は、派遣を申請した者の負担とする。ただし、ボランティア活動に伴う傷害等に係る保険の保険料は、スポーツ協会の負担とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティアの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2013年11月19日から施行する。

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

この要綱は、2025年4月1日から施行する。